

事後審査型条件付一般競争入札(総合評価落札方式(特別簡易型))の実施について

このことについて、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合は、申請書等を作成の上、提出してください。

平成26年1月31日

日向市長 黒木 健二

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 日向市学校給食共同調理場建設事業 調理棟建設工事(以下「本工事」という。)
- (2) 工事場所 日向市大字塩見字蔵ノ後 3016 番地 3 外
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から平成27年1月30日まで。
- (4) 工事概要 日向市学校給食共同調理場建設に伴う調理棟建設工事
(整備概要)
鉄骨造2階建て 3077.96 m²(1階 2553.45 m² 2階 524.51 m²)
1階部分: 事務所 機械室 調理部門
2階部分: 会議室 見学者通路 作業員休憩室
- (5) 予定価格 410, 400, 000円
(予定価格に108分の100を乗じて得た価格 380, 000, 000円)
- (6) 本工事は、入札時に技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (7) 総合評価落札方式の形式 特別簡易型

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

- (1) 共同企業体の資格要件
 - ①共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は2とする。
 - ②構成員の組合せは、(2)の①及び(2)の②の資格要件を満たす代表構成員1と、(2)の①及び(2)の③の資格要件を満たすその他の構成員1の組合せであること。
 - ③各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

- ④共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
- ⑤構成員の出資比率の最小限度は、30%であること。
- ⑥共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最も大きい者であること。

(2) 構成員の資格要件

① 構成員共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ウ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (エ) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (オ) a 本工事の公告日から入札日までいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(昭和 57 年日向市告示第 34 号)第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
b 本工事の公告日から入札日までいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 16 年宮崎県告示第 259 号)第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条22号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があるものでないこと。
- (キ) 本工事の設計業務委託社である下記の者(以下「当該受託者」という。)でないこと、及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

受託者の商号又は名称 株式会社 近藤設計

受託者の本店の所在地 日向市大字日知屋古田町9番

なお、「当該受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次の a 又は b に該当する者である。

- a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

② 代表構成員の資格要件

- (ア) 平成25年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登載されている者で、建築一式工事の等級がAランクに格付けされている者であること。
- (イ) 建設業法第15条の規定に基づく建設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、日向市内に建設業法第3条第1項に定める営業所をおく者であること又は宮崎県内に建設業法第3条第1項に定める営業所のうち本店をおく者であること。
- (ウ) 平成15年度以降に完成した次の事項を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
 - a 国・県及び市町村が発注した木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積1,000平方メートル以上の建物(新築工事又は改築工事・増築工事においては増築部分に限る。)に係る建築一式工事。
 - b 施工場所が宮崎県内であること。
- (エ) 次の要件をすべて満たす技術者を、主任(監理)技術者として専任で配置することができること。
 - a 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者
 - b 建築工事業に係る指定建設業監理技術者資格者証を有する者
 - c 上記(ウ)a に掲げる要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者
 - d 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
 - e 入札執行日時点で3か月以上の雇用関係にある者

③ その他の構成員となる者に必要な資格

- (ア) 平成25年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登載されている者で、建築一式工事の等級がAまたはBランクに格付けされている者であること。
- (イ) 日向市内に建設業法第3条第1項に定める営業所のうち本店をおく者であること。
- (ウ) 次の要件を満たす技術者を、主任技術者として専任で配置することができること。
 - a 1級又は2級建築士、1級又は2級建築施工管理技士の資格を有する者
 - b 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
 - c 入札執行日時点で3か月以上の雇用関係にある者

3. 総合評価に関する事項

(1) 技術評価基準

技術評価基準については、総合評価落札方式評価基準(特別簡易型)公告共通事項書を参照すること。

(2) 技術評価の項目と配点及び総合評価の方法

技術評価の項目と配点及び総合評価の方法は、表1のとおりとする。なお、本工事の加算点の満点は

10点とする。

4. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲示場所 日向市総務部契約管理課 日向市本町 10 番 5 号
- (2) 掲示期間 平成26年1月31日から平成26年2月19日まで
休日を除き、8時30分～17時15分まで(但し12時～13時を除く。)

5. 入札参加届出書の交付等

- (1) 交付場所 日向市総務部契約管理課
- (2) 交付期間 平成26年1月31日から平成26年2月13日まで
休日を除き、8時30分～17時15分まで(但し12時～13時を除く。)
- (3) そ の 他 本工事に係る設計図書等は、入札公告の日から日向市教育委員会教育総務課学校給食共同調理場建設推進室において閲覧に供する。また、市ホームページによりダウンロードさせるものとする。なお、設計図書等のうち工事図面については、希望者に対し希望者実費にて定められた場所にて交付する。

なお、設計図書等に関して質疑を行うときは、質問事項を記載した書面を次により提出しなければならない。

- ① 質疑受付期間 平成26年2月14日 16時00分まで
休日を除き、8時30分～17時15分まで(但し12時～13時を除く。)
- ② 質疑受付場所 日向市教育委員会 教育総務課 学校給食共同調理場建設推進室
電話 0982-52-2111(内線 6292 又は 6294) FAX 0982-54-2189
E-mail kyusyoku-kensetsu@hyugacity.jp
なお、質疑に関する回答は、平成26年2月17日、17時15分までに行う。

6. 入札参加届出書の提出等

- (1) 提出場所 日向市総務部契約管理課
- (2) 提出期間 平成26年1月31日から平成26年2月13日まで
休日を除き、8時30分～17時15分まで(但し12時～13時を除く。)
- (3) 提出方法 持参に限る。
- (4) 提出書類 下記のとおり
 - ①事後審査型条件付一般競争入札参加届出書(様式第1号)
 - ②特定建設工事共同企業体協定書の写し(全構成員の押印のあるもの) ※委任状は原本
 - ③経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表構成員・その他の構成員)
 - ④技術資料申請書(様式第6号)
 - ⑤技術資料(様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号)

7. 入札の日時等

- (1) 入札日時 平成26年2月19日10時00分
- (2) 入札場所 日向市役所第一別館会議室(入札室)
- (3) 工事費内訳書 必要(入札書と併せて工事費内訳書を提出(同封)すること。)
- (4) 入札書及び工事費内訳書の提出方法 持参に限る。

8. 入札の方法等

- (1) 入札執行回数は1回とする。
- (2) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみの参加の場合は入札を中止する。

9. 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

10. 入札保証金

入札保証金については、日向市財務規則(昭和42年規則第1号。以下「規則」という。)第94条の規定による。

11. 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定する。

12. 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (2) 落札候補者が、入札参加資格の確認(以下「資格確認」という。)の結果、入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札者として決定する。
- (3) (2)の資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認められたときには、前項の落札候補者の次に評価値の高い者(以下「次順位者」という。)について資格確認を行い落札決定する。
- (4) (3)の資格確認は、落札者を決定するまで繰り返す。

13. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認をするため、落札候補者から入札参加資格確認申請書(様式第2号)及び次に

掲げる入札参加資格確認資料の提出を求めるものとする。

⑥同種工事施工実績調書(様式第3号)

⑦主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書(様式第4号)

(2) (1)の書類の提出は、持参することにより行うものとする。

(3) (1)の書類の提出は、平成26年2月20日12時までとする。

(4) 提出期限までに、(1)の提出がない場合には入札参加資格はないものと見なし、次順位者に対し(1)の書類の提出を求める。

(5) 次順位者が提出期限までに(1)の提出がない場合は、(4)に準じて扱う。

14. 入札の無効に関する事項

規則第97条第4項に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格の無い者のした入札

(3) 入札の際に工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書に不備がある入札

15. その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、規則、要領等の定めるところによる。

16. 契約に関する事務を担当する部局

日向市総務部契約管理課

郵便番号 883-8555

日向市本町 10 番 5 号

電話 0982-54-5761

FAX 0982-52-0250

表1 技術評価の項目と配点及び総合評価の方法

日向市学校給食共同調理場建設事業 調理棟建設工事

1. 技術評価の項目と配点

評価の視点	評価項目	評価基準	基本配点	ウエイト
企業の技術力	施工実績 過去10年間の同種工事等の施工実績	配点× $\frac{\text{実績件数}}{5\text{件(満点件数)}}$ 実績件数≤満点件	12	40
	県工事成績 過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点	配点× $\frac{(\text{工事成績点}-65\text{点})}{(85\text{点}-65\text{点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点	26	
	企業の取組 過去5年間のVE提案の採用実績(県)	建築工事に係るVE提案の採用実績がある	2	
		上記に該当しない	0	
企業の地域社会貢献度	地域精通度	日向市内に本店がある。(構成員すべて)	10	30
		日向市内に本店がある。(構成員いずれか一方のみ)	5	
		上記に該当しない	0	
	地域貢献・災害時の協力体制	日向市内でボランティア等の地域活動の実績があり、かつ、日向市との防災協定に加入している。	10	
		日向市内でボランティア等の地域活動の実績があるか、又は、日向市との防災協定に加入している。	5	
		上記に該当しない	0	
	ISOの取得状況	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得している。	5	
		ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれも取得していない。	0	
	雇用者の状況 (障がい者、消防団員)	該当する者を2名以上雇用している	5	
		該当する者を1名雇用している	2	
		該当しない	0	
配置の予定定力技術者	施工経験 過去10年間の主任(監理)技術者等の同種工事等の施工経験	配点× $\frac{\text{経験件数}}{3\text{件(満点件数)}}$ 実績件数≤満点件	15	30
	工事成績 過去5年間の同一業種の工事成績(国・県・市)の最高点	配点× $\frac{(\text{工事成績点}-65\text{点})}{(85\text{点}-65\text{点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点	15	
得点(満点)				100

2. 総合評価の方法及び同種工事の成績

○評価値の算出

- (1) 加算点の算出 加算点＝10点×評価値ごとの得点の合計額／100 (小数点第2位を四捨五入する。)
- (2) 評価値の算出 評価値＝技術評価点／入札額＝(基礎点(100点)＋加算点)／入札額
* 基礎点～入札参加資格を満たす参加者全員に基礎点100点を与える。

○同種工事等の設定

同種工事	国・県及び市町村が発注した木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積1,000平方メートル以上の建物(新築工事又は改築工事・増築工事においては増築部分に限る。)に係る建築一式工事。施工場所が宮崎県内であること。
------	---